

（厚生労働省）

制 度 名	児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充			
税 目	所得税、国税徴収法			
要 望 の 内 容	<p>父子家庭の父等に児童扶養手当の支給対象を拡大すること及び児童扶養手当の受給開始後5年を経過した者等を対象とする一部支給停止措置を廃止することに伴い、従来より、母子家庭の母等に支給している児童扶養手当においてとられている、差押さえ禁止及び公課禁止の措置を拡充することを要望する。</p> <table border="1" data-bbox="1015 947 1489 1077"> <tr> <td data-bbox="1015 947 1198 1077">減収見込 額 (平年度)</td> <td data-bbox="1198 947 1489 1077">－ 百万円 (－)</td> </tr> </table>		減収見込 額 (平年度)	－ 百万円 (－)
減収見込 額 (平年度)	－ 百万円 (－)			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 ひとり親家庭の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のため、母子家庭と同様に父子家庭の父等に児童扶養手当の支給対象を拡大するとともに、児童扶養手当の受給開始後5年を経過した者等を対象とする一部支給停止措置を廃止する。</p> <p>(2) 施策の必要性 母子家庭の母等に支給される児童扶養手当については、「児童扶養手当法」において児童扶養手当にかかる差押さえ禁止及び非課税を規定しているところ。（同法第 24 条及び 25 条）父子家庭の父等に支給される児童扶養手当及び一部支給停止措置の廃止に伴う児童扶養手当の増加分についても、当該措置を適用しないとすると、支給対象者が実質的に支給の満額を得られないこととなり、(1)の目的を十分に達することができないこととなる。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 今回の非課税措置は、課税等の税制措置によって児童扶養手当の趣旨が減殺されないようにするための措置を要望するものであり、税制改正以外の措置によっては実現できない。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標 6 総合的な母子家庭等の自立を図ること 6-1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること
	政策の達成目標	(要望の性格上、明示困難)
	租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	(該当なし)
	同上の期間中の達成目標	(該当なし)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(予算編成過程において検討)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置が、児童扶養手当の支給対象に父子家庭の父等を加えること、児童扶養手当の受給開始後5年を経過した者等を対象とする一部支給停止措置を廃止すること、本要望による非課税措置及び差押え禁止措置実施の前提となる。
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	母子家庭の母等に支給される児童扶養手当については制度創設当初(昭和36年)より非課税及び差押え禁止措置が講じられている。	

